

13 万国著作権条約

(千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約)

採択(作成)一九七二年七月(四日)(パリ)

効力発生 一九七四年七月(一日)

日本国 一九七二年(一月)二月(一日)

(一九七二年(一月)三日署名、七七年五月(二日)

公布承認 一九七二年(二月)二日(発書書寄附、八月三日)

国会承認 一九七二年(二月)二日(発書書寄附、八月三日)

公布 条約第五号)

当事国 五八

締約国は、

すべての国において学術的、学術的及び美術的著作物の著作権の保護を確保することを希望し、

世界のすべての国民にとって適当でありかつ万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加されて、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長するものであることを確信し、

このような万国著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、国際的理解を増進することを了解し、

千九百五十二年九月六日(ジュネーヴで署名された万国著作権条約(以下「千九百五十二年条約」といふ)を改正することに決定し、よつて、

次のとおり協定した。

第一条 著作権者の権利の保護 各締約国は、文書、音楽の著作物、演劇用の著作物、映画著作物、絵画、版画及び彫刻を含む文学的、学術的及び美術的著作物についての著作権者その他の著作権者の権利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

第二条 自国民と同一の保護 1 いずれかの締約国の国民の発

行された著作物及びいずれかの締約国において最初に発行された著作物は、他のいずれの締約国においても、当該他の締約国が自国において最初に発行された自国民の著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受ける。

2 いずれかの締約国の国民の発行されていない著作物は、他のいずれかの締約国においても、当該他の締約国が自国民の発行されていない著作物に与えている保護と同一の保護及びこの条約が特に与える保護を受ける。

3 この条約の適用上、締約国は、自国の法令により、自国に住する有する者(以下「締約国は、自国の法令に基づき著作権の保護の条件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自国における製造若しくは発行を受けることを要求する場合には、この条約に基づいて保護を受ける著作物であつて自国外で最初に発行されかつその著作者が自国民でないものにつき、著作者その他の著作権者の許諾を得て発行された当該著作物すべての複製の最初の発行の時から著作権者の名及び最初の発行の年」とも)の記号を表示している限り、その要求が満たされたものと認め、(c)の記号、著作権者の名及び最初の発行の年は、著作権の保護が要求されること明らかになるような適当な方法でかつ適当な場所に掲げなければならない。

2 1の規定は、締約国が、自国において最初に発行された著作物又は自国民の著作物の発行の場所のいかんを問わない。について、著作権の取得及び享有のため、方式その他の条件を要求することを妨げるものではない。

3 1の規定は、司法上の救済を求める者が訴を提起するに当たり満たすべき手続上の要件として、国内で開業する弁護士に依頼すること、裁判所若しくは行政機関又はその等の方に対して訴訟に係る著作物の複製若しくはその等を締約国が定めることを妨げるものではない。もつとも、当該手続上の要件を満たさないことは、著作権に影響を及ぼすものではなく、また、保護が要求される締約国の国民に課されていない要件は、他の締約国の国民に課することができない。

4 各締約国は、他の締約国の国民の発行されていない著作物、方式の履行を要求することなく保護するための法的手段を確保す

る。

5 締約国は、著作権について二以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次条に定める最長の期間よりも長いときは、二番目以降の保護期間に関しては、1の規定に従うことを要しない。

第四条(保護期間) 1 著作物の保護期間は、第二条及びこの条約の規定に従い、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

2 (a) この条約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生の間及びその死後から成る期間よりも短くはならない。もつとも、いずれかの締約国が自国において二条約が効力を生ずる日に特定の種類著作物に関し保護期間を最初の発行の日から起算する期間に限定している場合には、当該締約国は、その例外を維持し及び他の種類の著作物に及ぼすことができる。これらのすべての種類の著作物に関する保護期間は、その最初の発行の日から二十五年よりも短くはならない。

(b) いずれかの締約国が自国についてこの条約が効力を生ずる日に保護期間を著作者の生存の間を基礎として算定していない場合には、当該保護期間は、著作物の最初の発行の日又は発行に先立つ著作物の登録の日から起算することができる。当該保護期間は、それぞれ最初の発行の日又は発行に先立つ登録の日から二十五年よりも短くはならない。

(c) 締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許与する場合には、最初の期間は、(a)及び(b)に定める最長の期間よりも短くはならない。

3 2の規定は、写真的著作物及び応用美術の著作物については適用しない。もつとも、写真的著作物を保護し、又は応用美術の著作物を美術的著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に関する保護期間は、いずれも年よりも短くはならない。

4 (a) この条約に基づいて保護を受ける著作物についてはその著作者が締約国である締約国の法令により、発行された著作物についてはその著作物が最初に発行された締約国の法令により、それらの著作物の種類について定められている期間よりも長い期間保護を与える義務を負われない。

5 締約国は、著作権について二以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次条に定める最長の期間よりも長いときは、二番目以降の保護期間に関しては、1の規定に従うことを要しない。



(b) (a)の規定の適用上、いずれかの締約国が法令により二以上の連続する保護期間を許す場合には、それら各期間を合計した期間を当該締約国が保護を与へる期間とみなす。もつとも、特定の著作物が何らかの理由により二番目以降のいずれかの期間当該締約国の保護を受けない場合には、他の締約国は、当該期間その著作物について保護を与へる義務を負わない。

5 4の規定の適用上、非締約国において最初に発行された締約国国民の著作物は、その著作物が国民である締約国において最初に発行されたものとみなす。

6 4の規定の適用上、二以上の締約国において同時に発行された著作物は、最も短い保護期間を許す締約国において最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から三十日以内に二以上の締約国において発行された著作物は、その締約国において同時に発行されたものとみなす。

第四條の一著作權使用許諾權 1 第一條に規定する權利は、著作者の財産的利益を確保する基本的な權利。特に、複製(方法のいかんを問わぬ)、公の上演及び演奏並びに放送を許諾する排他的權利を含む。この条の規定は、原作物であるか原作物から派生したと認められる改作物であるかを問わぬ。この条約に基づいて保護を受ける著作物に適用する。

2 もつとも、各締約国は、1に規定する權利について、この条約の精神及び規定に反しない例外を自国の法令により定めることとができる。ただし、自国の法令にそのような例外を定める締約国は、例を定める各權利について、合理的な水準の有効な保護を与える。

第五條【翻訳權及び法定許諾制】 1 第一條に規定する權利は、この条約に基づいて保護を受ける著作物を翻訳し、その翻訳物を発行し並びに当該著作物の翻訳及びその翻訳物の発行を許諾する排他的權利を含む。

2 もつとも、各締約国は、次の規定に従うことを条件として、自国の法令により文書の翻訳權を制限することができる。

(a) 文書の最初の発行の日から十年の期間が満了した時までに、翻訳權を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において一般に使用される言語で当該文書の翻訳物が発行されてない場合には、当該締約国の国民は、当該文

書とその言語に翻訳しかつその翻訳物を発行するため、自国の権限のある機関から非排他的な許可を受けることができる。

(b) (a)の許可を申請する締約国の国民は、翻訳權を有する者に對し翻訳しかつその翻訳物を発行するこの許諾を求めたが拒否されたこと又は相当な努力を払つたが翻訳權を有する者と交渉することができなかつたことを、申請を行つた締約国の手続に従つて立証しなかつたならない。(a)の許可は、当該締約国において一般に使用されている言語で既に発行された翻訳物に対して絶版になつていない場合にも、また、これと同じの条件で与へることができ。

(c) 許可を申請する者は、翻訳權を有する者と連絡することができる。また、当該場合、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び翻訳權を有する者の國籍が明らかであるときはその者が國籍を有する國の外交代表若しくは領事代表又はその國の政府が指定する機関に対し、申請書の写しを送付しなければならぬ。許可は、申請書の写しの発送の日から二箇月の期間が満了するまで、与へてはならない。

(d) 翻訳權を有する者は、取立公正かつ實際履行に合致した補償額を確保し、その補償金の支払及び移転を確保し並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

(a) 原著作物の題号及び著作者の名は、発行されたすべての翻訳物に印刷されなければならない。許可は、許可が申請された締約国における翻訳物の発行についてのみ有効とする。

(b) このようにして発行された翻訳物は、他のいずれかの締約国において一般に使用されている言語が翻訳された言語と同一の言語であり、かつ、当該締約国の法令が(a)の許可を認められており、その翻訳物の輸入及び販売を禁止していない場合には、当該締約国に輸入し及び当該締約国の許可において販売することができる。この条件が満たされない場合には、その翻訳物の当該締約国への輸入及び当該締約国の締約国における販売は、当該締約国の法令及び当該締約国の締約国が締結する取極の定めるところによる。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(c) 許可は、著作物が著作物の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与へてはならない。

第五條の二【開発上國条項】 1 國際聯合總會の確立され、履行により開発途上にある國とされる締約国は、この条約の批准、受諾若しくはこれへの加入の時又はその後國際聯合教育科學文化機關事務局長(以下「事務局長」といふ)に寄託する通告により、次条及び第五條の四に定める例外の一部又は全部を適用することができる。

2 1の通告は、この条約が効力を生ずる日から十年の期間又はその十年の期間のうち通告の寄託の日に残存する期間効力を有するものとし、また、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に締約国が事務局長に更に寄託する通告により、更に十年間許す全体的又は部分的に更新することができる。最初の通告は、この条の規定に従い、二番目以降の十年の期間に行うこともできる。

3 2の規定にかかわらず、1に規定する開発途上にある國でなかつた締約国は、1又は2の規定に基づき通告を更新することとができなくなるものとし、また、通告を正式に撤回するかどうかを問わぬ。現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発途上にある國でなかつた後三年を経過した時のいずれか遅い時に、次条及び第五條の四に定める例外を援用することができる。

4 次条及び第五條の四に定める例外により既に作成された著作物の複製及び、この条の規定に基づき通告が効力を有する期間の満了後も、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することとができる。

5 1の締約国も、1に規定する國の状態と同様の状態にある特定の國及び領域についてのこの条約の適用に關し第十三條の規定に基づき通告を寄託した場合には、その國又は領域に關し、この条の規定に基づき通告を寄託し、及びその通告を更新することができる。この条の規定に基づき通告が効力を有する間は、次条及び第五條の四の規定は、その國又は領域について適用することとできる。その國又は領域から当該締約国への複製物の送付は、次条及び第五條の四にいう輸出とみなす。

第五條の三【途上國翻訳權特則】 1(a) 前條1の規定が適用される締約国は、第五條2に定める七年の期間に代えて三年の期間又は自国の法令が定める一層長い期間を採用することができる。もつとも、この条約の締約国である先進國又は千九百



五十二年条約のみの締約国である先進国において一般に使用されていぬ言語への翻訳については、この三年の期間に代えて一年の期間とする。

(b) 前条1の規定が適用される締約国は、この条約の締約国である先進国又は千九百五十二年条約のみの締約国である先進国であつて同一の言語は一般に使用されているもの全員の合意がある場合には、当該言語への翻訳において、その合意に従つて定められ期間(この期間は一年より短くしてはならない)をもつて(a)に定める三年の期間の代りとすることができる。もつて、当該言語が英語、フランス語又はスペイン語であるときは、この(b)の規定は、適用しない。その合意は、事務局長に通告する。

(c) 許可は、許可を申請する者が、翻訳権を有する者に対し許諾を求めたが拒否された者又は相当な努力を払つたが翻訳権を有する者と連絡することができなかったり、申請を行つた締約国の手続に従つて立証する場合に限り、与えることができない。許可を申請する者は、許諾を求めると同時に、その旨を、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センター又は発行者がその主たる事務所を有している国と推定される国の政府が事務局長に寄託した通告で指定した国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならぬ。

(d) 許可を申請する者は、翻訳権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物を有する者に表示されることを行行者に対し、及び(c)に規定する国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならぬ。許可を申請する者は、このようなセンターに於いて通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。

2 (a) この条の規定に基づき許可は、三年の期間の満了を条件として受けられる許可については更に六箇月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として受けられ許可については更に九箇月の期間が満了するまで、与えてはならない。その追加の期間は、1(c)に規定する翻訳の許諾を求めた日から、又は翻訳権を有する者若しくはその者の住所が明らかでない場合には1(b)に規定する許可の申請書の写しの発送の日

から起算する。

(b) 許可は、翻訳権が翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により(a)の六箇月又は九箇月の期間内に発行された場合には、与えてはならない。

3 この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場合に限り、与えることができる。

4 この条の規定に基づいて与えられる許可は、翻訳物の輸出には及ばないものとす、許可が申請された締約国における発行についてのみに有効とする。

(b) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。第三条1の表示が著作物に掲げられている場合には、その表示を当該著作物の翻訳物にも掲げなければならない。

(c) この条の規定に基づき英語、フランス語及びスペイン語以外の言語への著作物の翻訳の許可を与えた締約国の政府機関その他の公の機関が当該許可に基づいて作成された翻訳物を他の国に送付する場合において、次のすべての条件が満たされるときは、輸出の禁止については(a)の規定は、適用しない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた締約国の国民であること又はその国民がら成る団体であること。

(ii) その翻訳物が、教育又は研究のためにのみ使用されることとす。

(iii) その翻訳物の送付及びその後の受取人の頒布が、営利の目的を有しないこと。

(iv) その翻訳物を送付された国が、その締約国との間でその翻訳物の受領若しくは頒布又はその双方を許可することに於いて合意しており、かつ、その合意をつたはずれかの政府がその合意を事務局長に通告していること。

5 次(ア)を確保するたため、適当な国内措置を以て、この条の規定を適用するに必要とする関係者間の自由に取り決める翻訳の許諾の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴ふこと。

(a) の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、国際的に

交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、国際的な機構を利用してあらゆる努力を払う。

6 締約国はこの条の規定に基づいて与えた許可は、その許可が与えられた翻訳物と同一の言語による翻訳物であつては同一の内容を有するもの、翻訳権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において発行された場合には消滅する。許可の消滅前に既に作成された翻訳物は、その在庫が無くなりまで引き続き頒布することができる。

7 主として図面から成る著作物については、本文を翻訳し及び図面を複製するための許可は、次条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

8 この条約に基づいて保護を受ける著作物で印刷その他類似の複製形式で発行されたものの翻訳の許可は、前条1の規定が適用される締約国に主たる事務所を有する放送機関も、その放送機関が当該締約国において行う申請に基づき、次のことを条件として与えることができる。

(i) その翻訳物が、当該締約国の法令に従つて作成され及び取得された複製物から作成されること。

(ii) その翻訳物が、専ら教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送においてのみ使用されるものとする。

(iii) その翻訳物が、当該締約国の受信者向けに適法に行われ放送され、録音物を用いて行う放送のために適法に作成された録音物又は録音物を用いて行う放送を含む)において、専ら(a)の目的のために使用されること。

(iv) その翻訳物の録音物又は録音物は、当該許可を与えた締約国に主たる事務所を有する放送機関の間においてのみ交換することができること。

(v) その翻訳物の使用が、営利性を有しないこと。

(b) 許可は、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行された視覚的固定物と一体となつていて本文の翻訳のために、放送機関に与えることができる。

(a)及び(b)の規定に従ふことを条件として、この条の他の規



定は、許可の付与及び行使について適用する。

9 この条の規定に従つてを条件として、この条の規定に基づいて与へられた許可は、第五条の規定する期間が満了した後も引き続き、また、第五条2に定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによる。もつとも、その期間の満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによる新たな許可と替へることを請求するところである。

第二條の四(途上複製権規則) 1 第五条の二の規定が適用される締約国は、次の規定を採用することができる。

(a) 3に規定する文学的、学術的又は美術的著作物の特定の版の複製が、

(i) その版の最初の発行の日から起算して(c)に定める期間又は

(ii) 当該締約国の法令が定める一層長い期間

が満了した時までに、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合には、当該締約国の国民は、教育活動における使用のため、その許諾又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限のある機関から受けることができる。許可は、許可申請する者が、複製権を有する者に対しその著作物を発行することの許諾を求めたが拒否されたとき又は相当な努力を払つたが複製権を有する者と連絡することができなかったことを、申請を行つた締約国の手続について立証する場合に限り、与へることができる。許可を申請する者は、許諾を求めると同時に、その旨を、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センター又は(d)に規定する国内的若しくは地域的情報センターに通報しなければならぬ。

(b) 許可は、特定の版の許諾を得た複製物が、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布されていない場合、又は(a)の条件と同一の条件で与へることができる。

(c) (a)の期間は、五年とする。ただし、

(i) 自然科学及び科学技術に関する著作物については、三年

とする。

(ii) 小説等のフィクション、詩、演劇用著作物、音楽の著作物及び美術書については、七年とする。

(d) 許可を申請する者は、複製権を有する者と連絡することができる場合においては、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される国が事務局長に寄託した通告を指定した国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、その通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。許可は、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間が満了するまで、与へてはならない。

(e) 三年の期間の満了を条件として受けられる許可は、次の条件が満たさるる場合を除くほか、この条の規定に基づいて与へてはならない。

(i) (a)に規定する許諾を求めた日から、又は複製権を有する者若しくはその者の住所が明らかでないときは(d)に規定する許可の申請書の写しの発送の日から、それぞれ六箇月の期間が満了していること。

(ii) (i)の期間内に(a)に規定する版の複製物の頒布が行われなかつたこと。

(f) 著作物の特定の版の題号及び著作者の名は、発行されたすべての複製物に印刷されていなければならない。許可は複製物の輸出には及ばないものとす。許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。

(g) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置を要する。

(h) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつ発行するために、許可をこの条の規定に基づいて与へてはならない。

(i) その翻訳物が、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により発行されない場合。

(ii) その翻訳物が、当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語によるものでない場合。

1に定める例外には、更に次の規定が適用される。

(a) この条の規定によつて与へられた許可に基づいて発行された複製物は、その許可が適用される締約国においてのみその複製物が頒布されるものと異なる旨の表示を適當な言語で記載しなければならない。第二條1の表示が版に掲げられない場合は、その表示を当該版の複製物にも掲げなければならない。

(b) 次のことを確保するため、適當な国内措置をとる。

(i) 許可が、二の關係国における關係者の間で自由に取り決める複製の許諾の場合に通常支払われる使用料の基に合致する公正な補償金を伴つて。

(ii) (i)の補償金の支払及び移転が行われること。通貨に関する国内規制が存在する場合には、権限のある機関は、國際的に交換可能な通貨又はこれに相当するものによる補償金の移転を確保するため、國際的な機構を利用し得るあらゆる努力を払ふ。

(c) 著作物のいずれかの版の複製物が、複製権を有する者又はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布される場合において、その版が、許可に基づいて発行された版と同一の言語によるものであり、かつ、ほぼ同一の内容のものであるときは、この条の規定に基づいて与へられた許可は、消滅する。許可の消滅前に既に作成された複製物は、その在庫が無くならない限り、引き続き頒布することができる。

(d) 許可は、著作者が特定の版の頒布中のすべての複製物を回収した場合には、与へてはならない。

3 (a)の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷その他類似の複製形式で発行された著作物に限定される。

(b) この条の規定は、違法に作成された複製物に限定されず、保護を受ける著作物であるもの又は保護を受ける著作物を収録したものを複製物の形式で複製すること及びそれと一体となつていふ本文を当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語に翻訳することについても適用する。ただし、その複製物的固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであること



とを条件とする。

第六條「発行の禁止」この条約において「発行」とは、読むこと又は視覚によつて認めることができるように著作物を有形的に複製し及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第七條「適用の不及」この条約は、保護が要求される締約国におけるこの条約の効力発生の日に当該締約国において最終的に保護を受けなかつており又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第八條「署名、批准、愛護、加入」1 千九百七十一年七月十四日の日付をしたこの条約は、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日百二十日の間千九百五十二年条約の締約国となる署名のために開放しておく。この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。この条約に署名しなかつた国は、これに加入することができない。

3 批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託するによつて行はる。

第九條「効力発及び前条約との効力関係」1 この条約は、十二の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した各団について、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。

3 千九百五十二年条約の締約国でない国によるこの条約への加入は、千九百五十二年条約への加入を伴ふ。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、千九百五十二年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。この条約が効力を生じた後は、いずれの国も、千九百五十二年条約のみ加入することではない。

4 この条約の締約国と千九百五十二年条約のみの締約国との関係は、千九百五十二年条約の定めるところによる。もつとも、千九百五十二年条約のみの締約国は、事務局長に寄託する通告により、自国民の著作物又は自国において最初に発行された著作物について、この条約のすべてに締約国が千九百七十一年条約を適用することを認める旨を宣言することができる。

第一〇條「締約国の実施義務」1 各締約国は、自国の憲法に従ひ、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。

2 いずれの国も、自国についてこの条約が効力を生ずる日に、自国の法令に従ひこの条約を実施することができたる状態になつていなければならないと了解される。

第一一條「政府間委員会」1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。

(a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。

(b) この条約の定期的改正を準備すること。

(c) 国際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、米州機構等の他の国際機関と協力して著作物の国際的保護に関するその問題の研究すること。

(d) 自己の活動を万国著作権条約の締約国に通報すること。

2 政府間委員会、この条約の締約国又は千九百五十二年条約のみの締約国である十八の国の代表者から成る。

3 政府間委員会の構成は、地理的位置、人口、言語及び発展段階を基礎とする各国の利益の公正な均衡に十分な考慮を払つて選出される。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長、世界的所有権機関事務局長及び米州機構事務局長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

第二二條「改正」政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約の少くとも十の締約国の請があるときは、改正の会議を招集することができる。

第二三條「適用範囲についての変更」1 締約国は、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時、又はその後いつでも、事務局長に於て通告により、自国がその国際関係について責任を有する国又は領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告が行われた場合には、この条約は、その通告に掲げる国は領域について、第九九條に定める三月の期間が満了した後適用する。その通告が行われない場合は、この条約は、その国又は領域について適用しない。

2 もつとも、この条の規定は、いずれかの締約国がこの条の規定に基づいてこの条約を適用する国又は領域の事実上の状態を他の締約国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第一四條「廃棄」1 締約国は、自国について、又は前条の規定に基づいて行つた通告に掲げる国若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長に於て通告により行はる。この条約の廃棄は、千九百五十二年条約の廃棄を伴ふ。

2 1の廃棄は、廃棄の通告が行われた締約国又は国若しくは領域についてのみ効力を有するものとし、通告が受領された日の後十二箇月を経過するまでは効力を生じない。

第二五條「紛争の解決」この条約の解釈又は運用に関する二以上の締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当法裁判所による決定のために同裁判所に付託される。

第六條「正文、公定訳文」1 この条約は、英語、フランス語及びスペイン語によつて作成する。これらの三條文は、署名されるものとし、ひとしく正文とする。

2 事務局長は、関係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によるこの条約の公定訳文を作成する。

3 いずれの締約国も、単独で又は共同して、事務局長との取決めに従ひ、自己が選択する言語による訳文を事務局長に作成させることができる。

4 これらのすべての取決は、この条約の署名本書に添付する。

第七條「ベルヌ条約との関係」1 この条約は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定及び同条約により創設された同盟の構成国の地位に何ら影響を及ぼすものではない。

2 1の規定の適用に関し、この条に宣言が附属している。この宣言は、千九百五十一年一月一日にベルヌ条約拘束されていた国又はその後拘束された国若しくは拘束される国について、この条約の不可分の部である。これらの国によるこの条約の署名は、この宣言を伴ふものとし、これらの国によるこの条約の批准若しくは受諾又はこれへの加入は、それぞれ、この宣言の批准若しくは受諾又はこれへの加入を伴ふ。

第八條「米州国間の他の条約との関係」この条約は、専ら二以上の米州の共和国の間にのみ現在効力を有しておたり又は将来効力を有することとなる著作権に関する多数国間又は二国間の条



約又は取極を無効にするものではない。これらの現行の条約若しくは取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合又はこの条約が効力を生じた後に二以上の米州の共和国の間に新たに作成される条約若しくは取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合には、最も新しく作成された条約又は取極の規定が締結国間において優先する。いずれかの締結国についてこの条約が効力を生ずる以前に有効な条約又は取極に基づき当該締結国間において取得された著作物については、権利は、影響を受けない。

第一九条(締結の条約との関係) この条約は、二以上の締結国の間に効力を生ずる著作物に関する多数国間又は二国間の条約又は取極を無効にするものではない。これらの条約又は取極の規定とこの条約の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。いずれかの締結国についてこの条約が効力を生ずる以前に有効な条約又は取極に基づき当該締結国間において取得された著作物についての権利は、影響を受けない。この条約の規定は、第十七条及び前条の規定に何ら影響を及ぼすものではない。

第二〇条(留保の禁止) この条約には、いかなる留保も認めない。

第二一条(認証謄本の送付) 通報一、事務局長は、関係国に対し、及び登録のため国際連合事務局長に対し、この条約の認証謄本を送付する。

2 事務局長は、すべての関係国に対し、批准書、受諾書又は加入書の寄託、この条約が効力を生ずる日、この条約に基づく通告及び第十四条の規定に基づく廃棄を通報する。

第十七条(ベルヌ条約との関係) に関する附属宣言
文学的及び美術的著作物保護国際同盟(以下「ベルヌ同盟」という)の構成国でありかつこの条約の署名国である国は、その同盟の基礎の上に相互の条約を密接し、かつ、ベルヌ条約と万国著作権条約との併存から生ずる紛争を避けることを希望し、
著作権の保護の水準を自国の文化的、社会的及び経済的發展段階に対応させることを一時的に必要としている国があることを認めて、
合意により、次の宣言を受諾した。

(a) (b) に規定する場合を除くは、千九百五十一年一月一日の後

にベルヌ同盟から脱退した国とベルヌ条約により本国とする著作物は、ベルヌ同盟国において、万国著作権条約による保護を受けない。

(b) (a)の規定は、国際連合総会が確立された慣行により開発途上におも国とされる締結国であつて、自国を開発途上にある国と認める旨の通告をベルヌ同盟からの脱退の時に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託しているものについては、この締結国がこの条約に定める例外第五十五条の二の規定に基づいて援用することができる限り、適用されない。

(c) 万国著作権条約は、いずれかのベルヌ同盟国をベルヌ条約に基づいて本国とする著作物の保護に関する限り、ベルヌ同盟国の間の関係については適用しない。

第十一條 政府間委員会 に関する決議

万国著作権条約改正会議は、この決議が附屬するこの条約第十一條に規定する政府間委員会に関する問題を審議して、

- 1 政府間委員会は、当初、千九百五十二年条約第十一條及び同條に附屬する決議に基づいて設置された政府間委員会の十二の構成国の代表者並びにこれに加えてアルジェリア、オーストラリア、日本国、メキシコ、セネガル及びニューグースラヴィアの代表者から成る。
- 2 千九百五十二年条約の締結国でなく、かつ、この条約の効力発生後の政府間委員会の最初の通常会期までにこの条約に加えていない国は、同委員会がその最初の通常会期においてこの条約第十一條2及び3の規定に従つて選出する他の国をもつて代えられる。
- 3 1に規定する政府間委員会は、この条約が効力を生じた後直ちにこの条約第十一條の規定に基づいて構成されたものとす。
- 4 政府間委員会は、この条約の効力発生の後一年以内を合するものとす、その後は、少なくとも二年に一回通常会期として会合する。
- 5 政府間委員会は、委員長一人及び副委員長二人を選出する。政府間委員会は、次の原則を考慮してその手続規則を定める。
 - (a) 政府間委員会の構成国の通常の任期は、六年とし、二年に

とにその三分の一が改選される。もつとも、政府間委員会の当初の構成国については、その三分の一はこの条約の効力発生後における同委員会の第二回の通常会期の終わりに、他の三分の一は第三回の通常会期の終わりに、残りの三分の一は第四回の通常会期の終わりに、それぞれ任期が満了するものとされる。

(b) 政府間委員会の空席を補充する手続規則、構成国の任期が満了する順序に関する規則、再選の資格に関する規則及び選挙の手続規則は、同委員会の構成国の地位の継続の必要と構成国の交替の必要との均衡及びこの条約第十一條3にいう考慮を基礎とする。

万国著作権条約改正会議は、国際連合教育科学文化機関が政府間委員会の事務局を提供することを希望する。

以上の証拠として、下名は、各自の全權委任状を寄託した後、この条約に署名した。

千九百七十一年七月二十四日にパリで、本書一通を作成した。

(全權委員署名略)

